(3)　特定労務管理対象機関の管理者は、三年を超えない範囲内で厚生労働省令で定める期間ごとに、当該特定労務管理対象機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いた上で、労働時間短縮計画の見直しのための検討を行い、必要があると認めるときは、労働時間短縮計画の変更をするとともに、変更後の労働時間短縮計画を都道府県知事に提出しなければならないものとした。（第一二一条第二項関係）

(4)　特定労務管理対象機関の管理者は、(3)の見直しのための検討を行った結果、変更の必要がないと認めるときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならないものとした。（第一二一条第三項関係）

㈡　指定の有効期間

特定労務管理対象機関の指定は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとした。（第一一五条第一項、第一一八条第二項、第一一九条第二項及び第一二〇条第二項関係）

㈢　指定の取消し

都道府県知事は、特定労務管理対象機関がその要件を欠くに至ったと認められるとき又は特定労務管理対象機関の開設者が㈤若しくは㈢の(7)の命令に違反したとき等は、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、当該特定労務管理対象機関の指定を取り消すことができるものとした。（第一一七条、第一一八条第二項、第一一九条第二項及び第一二〇条第二項関係）

㈢　休息時間の確保

(1)　特定労務管理対象機関の管理者は、当該特定労務管理対象機関に勤務する医師のうち、その予定されている労働時間の状況（一年の期間に係るものに限る。）が厚生労働省令で定める要件に該当する者（以下この㈢において「特定対象医師」という。）に対し、当該特定対象医師ごとに厚生労働省令で定める業務の開始から厚生労働省令で定める時間を経過するまでに、厚生労働省令で定めるところにより、継続した休息時間を確保しなければならないものとした。（第一二三条第一項本文関係）

(2)　厚生労働省令で定める業務の開始から厚生労働省令で定める時間を経過するまでに、特定対象医師を宿日直勤務に従事させる場合は、(1)の限りでないものとした。（第一二三条第一項ただし書関係）

(3)　特定労務管理対象機関の管理者が、厚生労働省令で定めるやむを得ない理由により、(1)により確保することとした休息時間（以下この㈢において「休息予定時間」という。）中に特定対象医師を労働させる必要がある場合は、(1)にかかわらず、当該休息予定時間中に当該特定対象医師を労働させることができることとし、この場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、当該休息予定時間の終了後に、当該特定対象医師に対し、当該休息予定時間中に労働をさせた時間に相当する時間の休息時間を確保しなければならないものとした。（第一二三条第二項関係）

(4)　(2)の場合において、特定労務管理対象機関の管理者は、宿日直勤務中に特定対象医師を労働させたときは、当該宿日直勤務後に、当該特定対象医師に対し、厚生労働省令で定めるところにより、必要な休息時間を確保するよう配慮しなければならないものとした。（第一二三条第三項関係）

(5)　災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、特定労務管理対象機関の管理者は、その所在地の都道府県知事の許可を受けて、その必要の限度において(1)及び(3)の休息時間の確保を行わないことができるものとした。（第一二三条第四項関係）

(6)　特定労務管理対象機関の管理者は、複数の病院又は診療所に勤務する医師に係る(1)及び(3)の休息時間を適切に確保するために必要があると認めるときは、当該医師が勤務する他の病院又は診療所の管理者に対し、必要な協力を求めることができるものとするとともに、協力を求められた病院又は診療所の管理者は、その求めに応ずるよう努めなければならないものとした。（第一二五条関係）

(7)　都道府県知事は、特定労務管理対象機関の管理者が、正当な理由がなく、(1)又は(3)の休息時間の確保を行っていないと認めるときは、当該特定労務管理対象機関の開設者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとした。（第一二六条関係）

2　医療計画の記載事項の見直しに関する事項

都道府県が医療計画において定めるものとされている事項として、そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療の確保に必要な事業に関する事項を追加することとした。（第三〇条の四第二項関係）

3　外来医療の機能の明確化及び連携に関する事項

㈠　外来機能報告対象病院等による報告

病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するもののうち外来医療を提供するもの（以下この㈠において「外来機能報告対象病院等」という。）の管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、当該外来機能報告対象病院等において提供する外来医療のうち、その提供に当たって医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用するものとして厚生労働省令で定める外来医療に該当するものの内容、当該外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所としての役割を担う意向を有する場合はその旨、その他厚生労働省令で定める事項をその所在地の都道府県知事に報告しなければならないものとした。（第三〇条の一八の二第一項関係）

㈡　無床診療所による報告

患者を入院させるための施設を有しない診療所（以下この㈡において「無床診療所」という。）の管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、当該無床診療所において提供する外来医療のうち、㈠の厚生労働省令で定める外来医療に該当するものの内容、当該外来医療を提供する基幹的な診療所としての役割を担う意向を有する場合はその旨、その他厚生労働省令で定める事項をその所在地の都道府県知事に報告することができるものとした。（第三〇条の一八の三第一項関係）

㈢　協議の場における協議事項

都道府県における外来医療に係る医療提供体制の確保に関する協議の場における協議事項に、㈠及び㈡の報告を踏まえた㈠の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項を追加することとした。（第三〇条の一八の四第一項関係）

二　介護保険法の一部改正関係

介護老人保健施設及び介護医療院について、一の1の㈢から㈤までの規定を準用するものとした。（附則第一〇条第一項関係）

三　医師法の一部改正関係

1　臨床実習に関する事項

大学において医学を専攻する学生であって、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、医師法第一七条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、医師の指導監督の下に、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために医業（政令で定めるものを除く。）をすることができるものとした。（第一七条の二第一項関係。令和七年四月一日以降は第一七条の二）